<3/11 監視チームにおける議論のまとめ>

- 1. 安全対策(津波)の基本的な考え方及びスケジュールについて
- ①安全対策の検討全般について
- ②東海再処理施設の敷地に津波の浸入を許容する理由
- ④運転中の施設(TVF)について

TRP の廃止措置を進めていく上での津波対策の基本的考え方 (東海再処理施設の敷地に津波の浸入を許容する理由)

> 令和2年4月2日 再処理廃止措置技術開発センター

本来、再処理施設は、平面的に広く多数の施設にリスクが分散しており、守るべき性能や施設が多岐に亘るため、津波による敷地への浸水は合理的でなく、ドライサイトにより安全を確保することが求められていると認識している。

廃止措置段階にある東海再処理施設においては、リスクが特定の施設に集中しており、高放射性廃液に伴うリスクが集中する高放射性廃液貯蔵場(HAW 施設)とこれに付随するガラス固化技術開発施設(TVF)については、廃止措置全体の長期間ではないものの一定期間の運転を行うことから、廃止措置計画用設計津波(以下、「設計津波」という)を想定し対策を講ずることとする。具体的には、設計津波の敷地への侵入が想定されるものの両施設へは浸水をさせない措置を講ずるとともに、両施設の全交流電源喪失時に備えて準備している緊急安全対策関連の設備が使用できるよう必要な対策を実施するものとする。

一方、東海再処理施設は今後新たな再処理は行わず、低放射性廃液の処理、低放射性固体廃棄物の貯蔵、ウラン製品の貯蔵等を長期に亘り行うことになる。これらの施設については、設計津波による環境への影響評価等を行ったうえで、環境への影響が大きい場合は所要の対策を実施するとともに、基本的には原子力科学研究所の原子炉設置変更(放射性廃棄物の廃棄施設等の変更)における対策と同様に、茨城県が設定した最大クラスの津波(L2 津波※を想定)を設定し、安全かつ安定して施設を運用し計画的に廃止措置を進めることができるようリスクに応じた対策を講じることする。評価の対象は、電源等のユーティリティの供給設備、緊急時対策所等、東海再処理施設に関連する全ての施設とする。

上記の考え方に基づき、津波に対する対策を講じていくが、優先順位としては、リスクが集中している HAW 施設及び TVF に関する安全対策を急ぐとともに、高放射性廃液のガラス固化処理を速やかに進める。また、並行して、HAW 施設及び TVF 以外の施設についてリスクに応じた対策を優先順位を定め進めていく。

※「原子力発電所耐津波設計技術規程 JEAC4629-2014(日本電気協会)」において、規制基準が対象とする範囲に相当する耐津波 S クラスの施設に加え、耐津波 B クラスを定義し、より重要度が低い施設についても、適切に設定した津波に対して施設を防護するという考え方が盛り込まれている。

L2 津波については、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき行政機関(茨城県)が定める 最大クラスの津波(2011 年東北地方太平洋沖地震津波及び 1677 年延宝房総沖地震津波につい てシミュレーション結果を重ね合わせて設定)。JAEA 原子力科学研究所の原子炉設置変更(放射 性廃棄物の廃棄施設等の変更)において用いられている(平成 30 年 10 月 17 日許可)。

